

○食品関係営業許可有効期間附加基準について

(平成10年1月23日 9食第548号)
保健所長、食肉衛生検査所長あて
衛生部長通知

食品関係営業許可有効期間については、許可等の有効期間に関する法律（平成9年11月21日法律第105号）が平成9年11月21日に公布され、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の一部が改正となり、同法第21条3項により営業許可の条件として付することができる有効期間が「4年を下らない」から「5年を下らない」に改められたことに伴い、有効期間附加基準を別紙のとおり改正しますので下記に注意のうえその取扱いについて遺憾のないように願います。

なお、平成7年10月18日付け7食第320号「食品関係営業許可有効期間附加基準について」は廃止します。

記

- 1 施行期日 平成10年2月21日
- 2 新規営業許可においては、許可日が2月21日以降のものについて適用すること。

別紙

1 改正内容

(食品関係営業許可有効期間附加基準表中)

改 正 後	点 数	10～20	21～30	31～40	41～60	
	期 間	5 年	6 年	7 年	8 年	
1) 21点以上でC項目に該当する箇所が5ヶ所以上あるものは一位下位の期間とする						
2) 自動販売機、乳類販売業（ショーケース）、包装食肉及び包装魚介類販売業は一律5年とする。						
改 正 前	点 数	10～20	21～30	31～40	41～50	51～60
	期 間	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年
1) 21点以上でC項目に該当する箇所が5ヶ所以上あるものは一位下位の期間とする						
2) 自動販売機、乳類販売業（ショーケース）、包装食肉及び包装魚介類販売業は一律4年とする。						

2 改正要旨

食品関係営業許可有効期間については、許可等の有効期間に関する法律（平成9年11月21日法律第105号）が平成9年11月21日に公布され、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の一部が改正となり、同法第21条3項により営業許可の条件として付することができる有効期間が「4年を下らない」から「5年を下らない」に改められたことに伴い、この適正な運用を図るため有効期間附加基準の一部を改正する。

食品関係営業許可有効期間附加基準

項目	基準点数		
	A 6点	B 3点	C 1点
1 建物の構造	鉄骨、鉄筋コンクリート造りで取扱量に応じた十分な広さを有するもの	鉄骨、鉄筋コンクリート造り軽石ブロック、木造造り等で取扱量に応じた広さを有するもの	簡易なプレハブその他これに類似するもので取扱量に応じた広さを有するもの
2 天井及び側壁の構造	清掃が容易で不浸透性、耐熱性、平滑な材料を用い、腰張りはほこりの集積を防ぐため上部は45°以下の角度をもつ構造を有するもの	清掃が容易で平滑な材料を用い、腰張りは不浸透性、耐熱性、平滑な構造を有するもの	A B以外で衛生的に良好なもの
3 床面の構造	排水又は清掃が容易で不浸透性、耐熱性、平滑、摩擦に強く、滑らずかつ亀裂を生じにくい材質を用い、壁面との境界には、半径5cm以上のアールをもつ構造を有するもの	排水又は清掃が容易で不浸透性、耐熱性、平滑、摩擦に強く、滑らずかつ亀裂を生じにくい材質を用いた構造を有するもの	排水又は清掃が容易な材質を用いた構造等を有するもの
4 換気装置	十分な能力の吸気・排気装置を有するもの	十分な能力の排気装置を有するもの	A B以外で衛生的に良好なもの
5 流水式手洗い設備	使用に適した水及び温湯を供する設備を有するもの	使用に適した流水式手洗い設備を有するもの	A B以外で衛生的に良好なもの
6 容器その他の洗浄設備	使用に適した専用の容器具洗浄消毒室を有し、十分な能力を	使用に適した専用の洗浄設備を有するもの	A B以外で衛生的に良好なもの

備	有する洗浄設備を有するもの			
7 容器具消毒設備	使用に適した専用の容器具洗浄消毒室を有し、十分な能力を有する蒸気、乾熱消毒設備を有するもの	使用に適した熱湯又は薬剤による容器具消毒設備を有するもの		A B以外で衛生的に良好なもの
8 主要機械器具及びその保管設備	直接食品に接触する部分及びその保管設備はステンレスを用い、取扱量に応じた十分な性能及び広さを有するもの	取扱量に応じた性能及び広さを有するもの		A B以外で衛生的に良好なもの
9 冷蔵設備その他の食品の保管貯蔵設備	取扱量に応じた十分な能力並びに広さを有する冷蔵室及び保管貯蔵庫を有するもの	取扱量に応じた能力並びに広さを有する冷蔵庫及び保管貯蔵庫を有するもの		A B以外で衛生的に良好なもの
10 汚物処理設備	廃棄物容器は使用に適した専用の容器を用い、従事員専用の水洗式便所を有するもの	廃棄物容器は使用に適した専用の容器を用い、水洗式又は簡易水洗式（クリーントイレを含む）便所を有するもの		A B以外で衛生的に良好なもの

点数	10 ~ 20	21 ~ 30	31 ~ 40	41 ~ 60
期間	5年	6年	7年	8年

- 21点以上でC項目に該当する箇所が5ヶ所以上あるものは一位下位の期間とする。
- 自動販売機、乳類販売業（ショーケース）、包装食肉及び包装魚介類販売業は一律5年とする。